

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

令和元年6月28日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般元第22号

1 調達内容

(1) 業務名

広島県文書管理システム利用業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

(4) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、月額で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目	内 容
基本事項	システムの概要，導入運用実績，電子決裁率向上，簡易起案機能，適正な文書管理支援機能，保存，廃棄，拡張性への提案，その他効率化提案
機能要件	要件一覧
他システム連携	共通基盤システム連携，SSOの実現方法，個別システム連携，外部公関係システム連携
システム品質等要件	障害時の復旧，拡張性，操作性，アクセシビリティ，バージョンアップ対応，事業継続時のデータ復旧，バックアップ，レスポンス，セキュリティ対策，調達仕様書への説明
開発・移行要件	スケジュールの提案，プロジェクト管理手法・管理体制，データ移行の方法
教育・運用・保守	運用支援，障害対応，ドキュメント，研修内容
納入要件	納入成果物
政策評価	社会保険の加入状況，労働者の賃金水準

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、入札説明書のとおり作成することとし、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合には、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別紙のとおりとする。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 平成29年広島県告示第376号（平成30年から平成32年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によってクラウド型で提案の場合は、「15Cシステムの設計・開発」，「15Dシステムの保守・管理」，オンプレミス型で提案の場合は、「15Cシステムの設計・開発」，「15Dシステムの保守・管理」及び「02Aレンタル・リース」のいずれの資格についても認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 職員数5,000人以上の国，都道府県等の地方公共団体において、文書管理システムの導入及び運用業務に従事した実績があり、過去5年間において2年以上、次の条件を全て満たしていること。

ア 起案による電子決裁の年間処理件数100,000件以上

イ 電子決裁率90%以上

(5) 業務を共同連帯して提供するため2人以上の者を構成員として結成された企業グループにあっては、次のいずれにも該当すること。

ア 全ての構成員が上記(1)及び(3)を満たす者であること。

イ 企業グループは、資格告示によってクラウド型で提案の場合は、「15Cシステムの設計・開発」，「15Dシステムの保守・管理」，オンプレミス型で提案の場合は、「15Cシステムの設計・開発」，「15Dシステムの保守・管理」及び「02Aレンタル・リース」のいずれの資格についても認定されている者であることとし、各構成員がいずれかの資格を有していれば、それぞれが資格を補完することで足りるものとする。

ウ 企業グループの構成員のうち、代表する者が上記(4)の要件を満たしていること。

エ 企業グループの構成員が、単独で又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達手続に参加していないこと。

(6) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

5 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(2)又は上記4(5)イの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和元年6月28日（金）から令和元年7月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2140（ダイヤルイン）

6 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局総務課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2231（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和元年6月28日（金）から令和元年7月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和元年7月12日（金） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定

する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和元年7月22日(月)までに通知する。

(3) 入札書及び提案書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和元年8月8日(木) 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月9日(金) 午前10時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館101会議室

(5) ヒアリング

入札後に提案の詳細について、ヒアリングを行う場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、本件業務の遂行に最適な者を選定するための提案審査で評価点の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者とする。技術点も同点の場合には、入札者にくじを引かせて落札者を決定する。くじ引きの日時、場所については、電話又は電子メールにより連絡する。

なお、当該入札者がくじ引きに参加しないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(7) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約

を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「15Cシステムの設計・開発」及び「15Dシステムの保守・管理」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書及び提案書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(8) その他

入札説明書による。

9 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局総務課（広島県庁舎南館1階）

電話 (082)513-2231（ダイヤルイン） ファクシミリ (082)502-0652

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Updating a computer system to manage documents, 1 set

(2) Fulfillment period : From the day of the conclusion of the contract to 31 October 2025

(3) Fulfillment place : Indicated in the specifications

- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. 12 July 2019
- (5) Time-limit for tender : 5:00 p.m. 8 August 2019
- (6) Contact point for the notice : General Affairs Division, General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government.
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2231(direct dialing)

別紙 評価基準

	評価項目			評価基準			配点
	大区分	中区分	小区分	記載要領	評価方法	基準	
技術評価	基本事項	基本事項	基本コンセプト	・システムの全体概要が分かりやすく記載されていること。	評価	要件充足度	40
				・解決すべき課題や広島県の文書事務の概要を理解した上での提案があること。		有効性	
				・パッケージソフトの概要、機能、特徴、選定理由及び導入実績について具体的な記載があること。		要件充足度	
		導入運用実績	・職員数5,000人以上の国又は都道府県等の地方公共団体における文書管理システムの導入及び運用業務に従事した実績があり、起案による電子決裁件数年間100,000件以上、電子決裁率90%以上での稼働を過去5年間に於いて2年以上達成していること。	要件充足度			
		課題解決	電子決裁率向上	・電子決裁率100%に向けた秘書書の取扱機能強化など、具体的な解決策の記載があること。	評価	有効性	100
			簡易起案機能	・軽易な照会、回答事案等について、簡易に起案できる機能について具体的な提案があること。			
			適正文書管理支援機能	・起案文書の修正履歴が職員に分かりやすく見える支援機能が具体的に提案されていること。			
			システム施行	・システム施行について、課題の解決が図られる提案がなされていること。			
			保存・廃棄	・電子決裁文書において、効率的な運用を可能とする提案があること。			
			今後の拡張性	・今後の市場動向を的確に捉え、拡張性について記載されていること。			
	その他	効率化提案	・その他の効率化提案がなされていること。			20	
	機能要件	各機能	要件一覧表	・求める機能が実装されていること。	記載確認及び評価	有効性	加減点
	他システム連携	共通基盤システム連携	マスタデータ取り込み	・開示したデータの仕様を理解し、共通基盤システムから送られたデータをどのように取り込むかの記載があること。	充足確認	—	10
			SSO（シングルサインオン）	・広島県職員ポータルからのSSOをどのように実現するかの記載があること。			
		入カインターフェース	個別システム連携	・開示したデータの仕様を理解し、個別システムから送られた情報をどのように取り込むかの記載があること。	評価	有効性	5
		出カインターフェース	外部公関係システム連携	・開示したデータの仕様を理解し、他システムにどのようにデータを提供するか記載があること。			5
	システム品質等要件	性能・品質	信頼性	・障害（故障、地震、災害等）などによるシステムダウンの防止及び障害時の速やかな復旧について提案があること。	評価	有効性	55
			拡張性	・将来的な利用増や機能の変更等に対して、最小の費用で対応を可能とするために採用している技術や考え方について説明があること。			
操作性			・直感的で容易な操作性を実現するために採用している技術や考え方について説明があること。				
アクセシビリティ			・アクセシビリティを確保するために採用している技術や考え方について説明があること。				
上位互換性			・システムが正常に動作するため、OS、Webブラウザ、Office等の将来的なバージョンアップにどのように対応するか説明があること。				
システム中立性			・更新時に、データを総務省が示した「中間標準レイアウト」の仕様で提供できることについて説明があること。				
事業継続性			・事業継続で必要となるデータの復旧、システムの復旧、縮退運転をサポートする方法等について提案があること。				
バックアップ等			・障害や災害に備えたデータ等の遠隔地保管の方法について提案があること。				
レスポンス		・目標（画面遷移を3秒以内に行う）を達成するために採用している技術や考え方について説明があること。					
情報セキュリティ		セキュリティ	・セキュリティ対策を向上させるために採用している考え方、機能等について説明があること。	有効性	5		
ハードウェア・データセンタ	【オンプレ提案】ハードウェア	・調達仕様書の要件を満たし、ハードウェア構成について説明があること。	評価	要件充足度	10		
	【クラウド提案】データセンタ	・調達仕様書の要件を満たしていることについて説明があること。					
稼働環境	クライアント環境	・調達仕様書の要件を満たしていることについて説明があること。		要件充足度	5		
開発・移行要件	スケジュール	スケジュール	・調達仕様書のスケジュールを踏まえ、導入準備、テスト等の各工程の日程及び進め方について具体的な提案があること。	評価	有効性	5	
	プロジェクト管理	管理手法	・PMBOKに従ってプロジェクトを進める旨が説明されていること。			要件充足度	15
		体制	・総括責任者が十分な実績、資格を有していること。 ・システム開発責任者、品質管理責任者、担当者には十分な経験があり、提案のあったスケジュールの各段階に必要な技能を備えた人員が配置されていること。				
	移行	データ移行	・現行システムからのデータ移行の方法が具体的であること。			有効性	20

	教育・運用・保守	運用保守	運用支援等	<ul style="list-style-type: none"> 運用業務の体制、作業内容、役割分担が明確であること。 年度移行業務の運用支援体制が用意されていること。 サポートセンターの運用方法が明確であること。 定期報告の提出書類（県で管理可能な項目は除く。）が明示されていること。 	評価	要件充足度	40
			障害対応	<ul style="list-style-type: none"> 障害発生時の対応、連絡体制が明確であり、障害対応履歴や障害原因の分析結果を通常運用にフィードバックする体制になっていること。 			
			保守	<ul style="list-style-type: none"> 業務要件や稼働環境の変更等への対応を可能とするために採用している考え方や技術等についての説明があること。 			
			ドキュメント	<ul style="list-style-type: none"> ドキュメントの内容や種類について説明があること。 操作マニュアルのサンプルが明示されていること。 ユーザの権限に応じた操作マニュアル（例：一般ユーザ用、運用担当者用）を納入できること。 操作実例などを使った分かり易いものであること。 			
		教育	研修	<ul style="list-style-type: none"> 仕様に変更があった場合の操作マニュアル類の更新対応について説明があること。 稼働前後の研修について、内容、回数等について具体的な提案があること。 		有効性	
納入要件	納入	成果物	<ul style="list-style-type: none"> 納入成果物の内容、納入時期、品質管理について具体的な記載があること。 	充足確認	—	5	
政策評価	法令遵守	社会保険等の加入状況	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に従事する予定の従業員の社会保険への加入状況の記載があり、全員が加入していること。 	充足確認	—	5	
		業務従事予定者の賃金水準	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に従事する予定の従業員の賃金水準の記載があり、全員が標準最低賃金を上回っていること。 			5	
技術評価の配分点			技術提案項目評価点			350	
政策評価の配分点			政策提案項目評価点			10	
価格評価の配分点			技術評価点×1/2×(1-(入札価格/予定価格))			175	
合計			技術評価点+政策評価点+価格評価点			535	